

令和3年(2021年)11月15日
第2回行政改革推進委員会
資料2

行政改革大綱

平成26年(2014年)2月

横須賀市

目次

はじめに

1	行政改革推進の基本方針	1
2	行政改革推進のための具体的方策	3
	第1章 財政の健全化	3
1	事業等の見直し	3
2	民間委託の推進	4
3	財政運営の健全化	4
4	外郭団体の健全な運営	5
	第2章 組織・人事の見直し	6
1	組織の見直し	6
2	職員数の適正化と多様な人材の活用	7
3	給与の適正化	7
4	職員の意欲・能力を引き出す環境づくり	8
	第3章 市民とともに進める公共サービスの向上	9
1	地域や市民との協働の推進	9
2	市民の声を反映した行政サービスの向上	10
3	行政運営の透明性の確保	10

はじめに

地方自治体の行政運営は、市民ニーズ^{※1}の多様化・高度化や社会経済環境の変化によって、より幅広い視点で対応することが求められています。一方、財政を取り巻く環境は、少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少、経済の低迷による市税等の落ち込みにより、ますます厳しい状況を迎えています。

こうした状況において、地域の特性を生かし、魅力的で個性のあるまちづくりを推進していくためには、総合計画^{※2}に位置づけた事業等の着実な実施や、日々の行政サービスの向上を図らなければなりません。そして、こうした課題に対応するためには、行政運営の効率化や計画的な財政運営による財政の健全化、時代の要請に応じた適正な組織編成・人員配置を行うとともに、市民協働によるまちづくりの推進によって公共サービスの向上を図るなど、引き続き行政改革に取り組む必要があります。

本市では、平成8年2月に「行政改革大綱」を掲げてから、具体的な取り組みを位置づけた計画を策定し、「行政改革推進委員会^{※3}」の意見等を参考にしながら、事業や組織の見直しを着実に実行してきました。その結果、事業の廃止、縮小や人員の削減といった一定の成果を得ましたが、今後は従来の事業の廃止、縮小や人員の削減という視点だけでなく、「適正化」という視点を併せ持つことが必要になります。

これまでの行政改革の成果や社会経済環境の変化を踏まえて、新たな行政課題に対応し、さらなる行政改革の歩みを着実に進めるため、新たな「行政改革大綱」を策定し公表します。

《用語解説》

- ※1 市民ニーズ:市民の要望、求めているもの。
- ※2 総合計画:横須賀市の最上位の計画であり、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成されている。
- ※3 行政改革推進委員会:横須賀市の行政改革における「行政改革大綱」および「行政改革に関する計画」に関し、市長の諮問に応ずるために設置している附属機関。

1 行政改革推進の基本方針

<基本姿勢>

本市の財政状況は、今後も厳しい状況が続くと考えられます。

そのような状況において、行政サービスを低下させることなく、さまざまな行政需要に対応していかなければなりません。

そこで本市では、以下の基本姿勢をもとに行政改革を押し進めていきます。

－ 行政改革の基本姿勢 －

- 1 事業の検証や見直しを継続的に実施するとともに、「財政基本計画^{※4}」による計画的な財政運営によって財政の健全化を図ります。
- 2 時代の要請に応じた適正な組織編成・人員配置を行うとともに、職員の意欲・能力の向上に努めます。
- 3 市民との連携・協力のもと、市民協働によるまちづくりを推進します。
また、情報公開などにより行政運営の透明性を確保します。

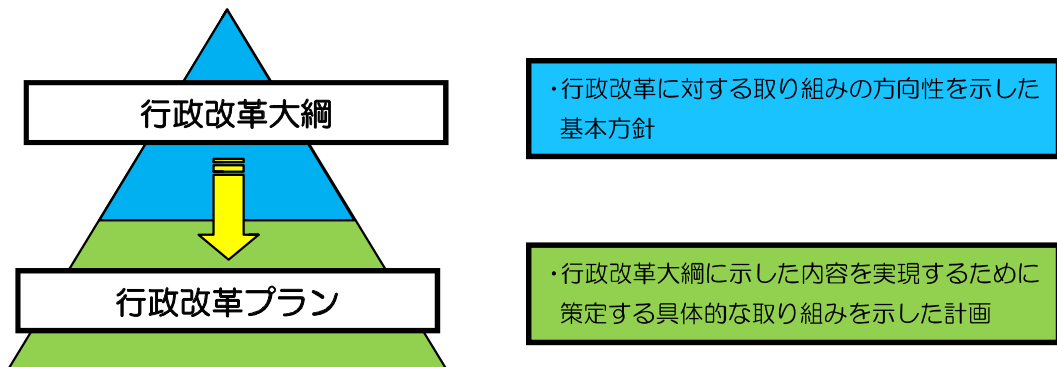
<<用語解説>>

※4 財政基本計画: 将来にわたって安定した財政運営を計画的に行っていくため、横須賀市の将来の財政予測を基に、短期的視点、中長期的視点から財政運営の具体的方向性や目標を定めた計画。

<行政改革の体系>

本大綱に基づき、行政改革プランを策定・公表し、目標を掲げながら着実かつ計画的に取り組みを進め、その状況や成果について検証します。

—行政改革の体系—

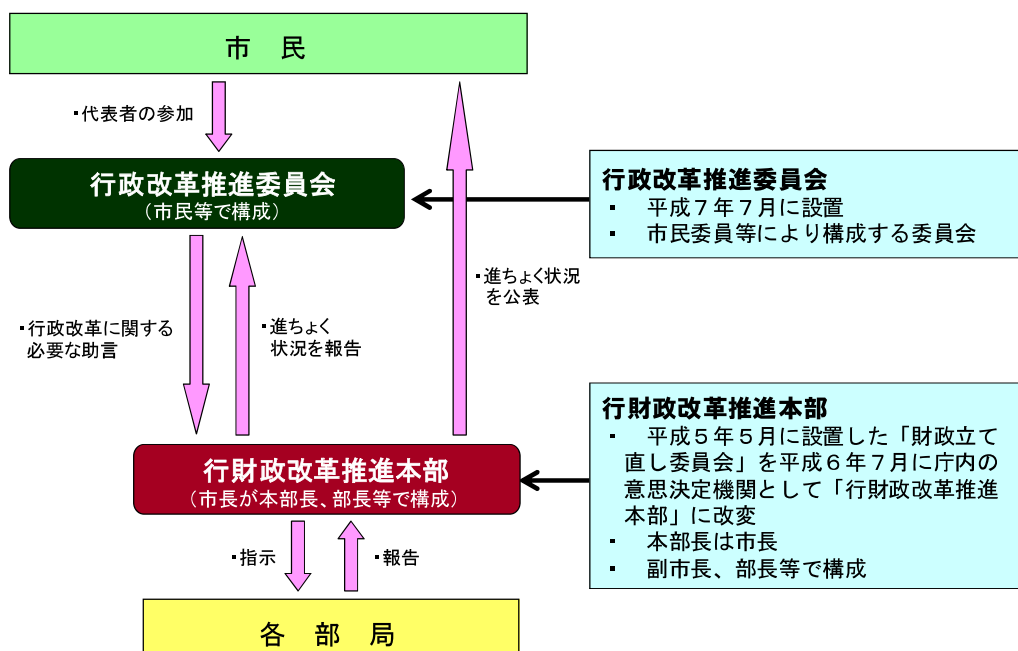


<推進体制>

本市の行政改革の基本的な考え方を示す本大綱に基づき、行財政改革推進本部を中心に全庁的な改革に取り組みます。

また、市民や学識経験者で構成する行政改革推進委員会に、計画案や進捗状況、実績を報告し、その意見などを参考にしながら行政改革を進めていきます。

—行政改革の推進体制—



2 行政改革推進のための具体的方策

第1章 財政の健全化

本市の財政を取り巻く環境は、高齢化の進展や生産年齢人口の減少による市税等の収入の落ち込み、社会保障費の増加が今後も続くことで、ますます厳しい状況に陥ることが予想されます。

一方で、こうした財政状況の中でも、時代のニーズに合わせた新しい行政サービスの提供も必要です。そのためには、既存事業の見直しを常に行い、財政の健全化に取り組んでいきます。

1 事業等の見直し

(1) 事業の見直し

より効率的かつ効果的な行政運営を実現し、限られた財源の中で、多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応するため、現在行っている事業の必要性、効率性や効果について常に検証し、見直しを進めます。

(2) 情報化経費の適正化

行政サービスの向上や事務の効率化には、情報システムの活用は欠かせません。

既存の情報システムの更新や新規システムの導入にあたっては、情報通信技術の進歩を踏まえ、総合的な観点から効率性、機能性、安全性などを検証しながら、情報化経費の適正化を目指します。

(3) 補助金等の見直し

補助金等は、制度創設時の社会的背景と現状との比較分析、行政の責任範囲や公的負担の是非、補助の効果などの基準面について検証していくとともに、引き続き適正な運用に努めます。

また、補助金等の個々の趣旨に鑑み、社会のセーフティーネット^{※5}となっている制度については、受益者への影響に配慮しながら見直しを進めます。

《用語解説》

※5 セーフティーネット：経済的な危機に陥っても、最低限の安全を保障してくれる社会的な制度や対策。

2 民間委託の推進

各種の行政サービスの提供については、行政が直接行う必要性を認識したうえで、民間が行うことによる利点を活用した方が、より効率的かつ効果的に実施できるものは、サービス水準や内容のチェックなど、行政としての責任を確実に果たすことに留意して、民間委託を推進します。

3 財政運営の健全化

(1) 計画的な財政運営

限られた財源の中で財政規律を堅持するために、具体的な数値目標を設定した「財政基本計画」にのっとり、計画的な財政運営を行います。

(2) 歳入の確保

市税等の徴収率の向上、市有財産の処分、受益者負担の適正化、新たな収入源の確保など、さまざまな観点から可能な限り収入の増加に取り組み、歳入の確保に努めます。

(3) 施設の管理運営の見直し

施設の管理運営にあたっては、効率的かつ効果的な管理運営を目指すとともに、施設の設置目的や運営状況も考慮し、総合的、長期的な視点から施設の維持管理体制の合理化を図ります。

(4) 事業会計の健全な運営

水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計の各公営企業^{※6}については、公共性を確保しつつ、企業経営の原則である能率的・合理的な運営を行い、経営基盤の強化と行政サービスの向上に努めます。

また、事業計画に沿った事業・業務の見直しを行い、長期的な視点に立って適切な管理運営を行います。

(5) 特別会計の健全な運営

国民健康保険費、介護保険費など、特定の収入をもって事業を行う特別会計については、それぞれの給付内容や事業運営状況を常に検証し、見直しを行い、長期的な視点に立って適切な管理運営を行います。

4 外郭団体の健全な運営

市が出資等をしている外郭団体^{※7}については、その設立目的や存在意義を常に検証し、各団体の事業や組織の見直しを継続して行い、健全な運営を目指します。

《用語解説》

※6 公営企業：地方公共団体が企業として経営する事業の総称であり、横須賀市では水道事業、下水道事業、病院事業があてはまる。

※7 外郭団体：ある組織や団体の外部にあって、その業務遂行を手伝っている団体。横須賀市では、現在、外郭団体が10団体ある。

第2章 組織・人事の見直し

本市では、これまでの行政改革の取り組みの中で、効率的かつ効果的な組織体制の確保と職員数の削減などを進めてきました。

こうした状況を踏まえ、限られた資源の中で、社会経済環境や市民ニーズに的確に対応し、さらなる行政サービスの向上を図るために、組織や給与の適正化、職員の適正配置に努める一方、職員の意欲・能力向上に向けた取り組みを行うなど、組織・人事の見直しに取り組みます。

1 組織の見直し

(1) 組織の見直し

社会経済環境の変化に伴う新たな行政課題等に的確に対応するため、市民にわかりやすく、簡素で効率的な組織体制を確保するとともに組織の機能強化を図ることを目指し、継続的に組織の見直しを進めます。

(2) 柔軟で機動的な組織運営

市民ニーズの変化や緊急の課題に、的確・迅速に対応するため、柔軟で機動的な組織運営を行います。組織をまたがったプロジェクトチーム^{※8}等の組織体制を効果的に活用して、組織の柔軟性・機動性の向上を図ります。

(3) 審議会等の見直し

審議会・協議会等の附属機関^{※9}や、これに準ずる機関は、市民の市政参加の機会として、また外部有識者などの知見を活用する場としての重要性を踏まえ、設置目的の達成度や活動実績などを考慮し、設置の見直しや会議の運営方法などについて、継続的に見直しを行います。

《用語解説》

※8 プロジェクトチーム: 特定のプロジェクトを達成するために各部門からそれぞれの専門的知識を有する者を集めて設置した臨時的組織。

※9 附属機関: 執行機関がその内部部局の他に、必要と認めて設置する機関および行政執行の前提となる調停、審査、審議および調査を行うために設置される審査会、審議会等の機関。

2 職員数の適正化と多様な人材の活用

(1) 職員数の適正化

事業の見直し、組織の見直し、民間委託の推進等により、引き続き職員数の抑制を行う一方、社会経済の動向、市民ニーズの変化等、新たな行政需要の増加に対し適切に職員配置を行い、職員数の適正化に努めます。

(2) 多様な任用形態による人材の活用

事務事業を効率的かつ効果的に実施するため、業務内容に応じ、再任用職員^{※10}、非常勤職員^{※11}、臨時職員^{※12}、任期付職員^{※13}などの任用形態を考慮しつつ、多様な人材活用を進めます。

3 給与の適正化

(1) 給与制度等の適正化

職員の給与については、国・県・他都市の状況や民間の給与水準との均衡を図るとともに、市の財政状況も考慮しながら、適正な給与水準となるよう継続的に制度・運用の見直しを行います。

(2) 各種手当の見直し

退職手当などの各種手当については、その必要性や水準を継続的に検証し、国・県・他都市の状況を考慮した上で、見直しを行います。

《用語解説》

※10 再任用職員：定年退職した職員のうち、任期を定めて再任用された職員。

※11 非常勤職員：1年を単位として任用され、定型的業務に従事する職員。

※12 臨時職員：一定の期間を定めて任用され、補助的業務に従事する職員。

※13 任期付職員：高度の専門的な知識経験などを一定期間活用するため、任期を定めて任用された職員。

4 職員の意欲・能力を引き出す環境づくり

(1) 人事制度^{※14}の継続的な見直し

職員の意欲・能力が最大限発揮される環境の実現に向けて、人事制度の継続的な見直しや改善に努めます。

(2) 職員の能力を高める人材育成

さまざまな行政課題に積極的に対応し、市民が満足できる行政サービスを提供するため、職員の能力開発を行います。人材育成基本方針^{※15}に基づき、若手職員の早期育成、管理監督者の人材育成能力の向上などを軸とした研修を実施し、職員一人ひとりの意欲を引き出し、能力を高めるとともに、業務の管理能力や法令、社会的規範の遵守の意識を高め、組織の機能強化を図ります。

(3) 業務改善の推進

業務を行うにあたり、常に何が最良であるかの意識を持ち、事務処理方法等の改善を継続的に行って、行政サービスの向上と事務の効率化に努めます。

《用語解説》

※14 人事制度:組織の中で働く人々を位置付け(等級制度)、その働きぶりを確認し(評価制度)、それに対応した処遇を行い(給与制度)能力を開発していく(研修制度)ための仕組み。

※15 人材育成基本方針:横須賀市の職員の人材育成の柱となる最も基本的な考え方を示した方針。

第3章 市民とともに進める公共サービスの向上

市民や地域団体^{※16}、NPOなどによる市民公益活動の活性化を促すとともに、公共サービスにおける連携・協力と役割分担を進め、市民協働によるまちづくりを推進することにより、サービスの向上と市民の暮らしに密着したサービスの提供を図ります。

また、市民の意見を反映した行政サービスの向上を目指すとともに、情報公開の推進と行政評価の活用により行政運営の透明性を確保します。

1 地域や市民との協働の推進

(1) 市民協働によるまちづくりの推進

市民ニーズに対応した公共サービスの向上を目指すため、行政と市民等が良きパートナーとして連携し、それぞれが自らの知恵と責任においてまちづくりに取り組む、市民協働によるまちづくりを推進します。

そのため、政策の立案から事業の実施・検証までの各段階で、市民、市民公益活動団体^{※17}、事業者等の参加・参画を促すとともに、市民公益活動をより活性化するための環境整備を図ります。

(2) 市民公益活動との連携強化

行政と市民等がお互いに良きパートナーとして役割分担し、市民の暮らしに密着した公共サービスの提供が図られるよう、市民公益活動との連携を強化します。

そのため、地域団体などの市民公益活動を支援し活性化を促すとともに、職員の市民公益活動に対する意識の向上を図ります。

(3) 行政センターの地域コミュニティ機能の充実

地域団体との連携を強化し、地域の課題やニーズを的確に把握するなど、行政センターの地域コミュニティ^{※18}機能の充実を図ります。

〈用語解説〉

※16 地域団体:町内会・自治会など、より良い地域社会の形成に貢献するため、自発的かつ継続的な活動を行う団体。

※17 市民公益活動団体:ボランティア団体や特定非営利活動法人(NPO法人)など、公益活動を行う民間の団体。

※18 地域コミュニティ:一人ひとりが自主性・責任をもち、全体として地域性、信頼感を備えた住民自治の基礎的単位であり、かつ開かれた多様・多重のつながりをもつ集団。

2 市民の声を反映した行政サービスの向上

市民から寄せられた行政サービスに対する意見・要望は、サービスの向上に向けた改善に活用します。

さまざまな手法により市民からの意見等を聴く体制を維持し、行政サービスの向上を目指します。

3 行政運営の透明性の確保

(1) 情報公開の積極的な推進

市民への説明責任の観点から、市民の立場に立って必要な情報が提供されるよう、情報公開を推進していきます。

また、請求に基づく公文書の公開のみならず、市政情報コーナーにおける各種資料の配架や広報紙・ホームページ等により、積極的な情報提供に努めます。

(2) 行政評価の定着と活用

行政評価については、効率的かつ効果的な行政サービスの提供を目的として、必要に応じて手法の工夫や見直しを行いながら継続的に実施するとともに、評価の結果をわかりやすく公表していきます。